

延喜十一年十二月十六日、御南殿略○中此日障子爲修治撤却、仍施屏風供奉裝束也。

〔江家次第第八〕相撲召合裝束

母屋殿○南 西壁下敷長筵三枚、其北端絹御障子頭立、亘漢書御屏風二帖、

〔紫清兩殿圖別勘〕宗直按、絹御障子、謂賢聖障子也、以之考之、賢聖障子者、以絹製之、

〔長秋記〕天永四年元永久○永久 正月七日、女官四人、理髮著裳、唐衣、中結著袴、出自賢聖圖障子西戶、經通障

子西、副西壁、出南廂、折東行也、

〔山槐記〕治承四年四月十九日辛丑、有紫宸殿巡檢事略○中 皇太后大夫朝方參會、殿下自高御座東間入

母屋撤賢聖障子也

〔明月記〕嘉祿二年十一月廿一日、節會衣裳押倒賢聖障子板障子也

〔年中行事秘抄〕正月殿上年中行事障子事

仁和元年三月廿五日、太政大臣昭宣公獻年中行事障子、今案、彼年始被立、年中行事障子歟見小野宮記云

〔も、しき二〕清涼殿

年中行事障子畫年中行事、絹張、緣軟錦

〔鳳闕見聞圖說〕中年中行事障子 も、しきニ云、畫年中公事被書也、絹繪、緣軟錦と有、然れ共子思

ふに、清涼殿の南殿上に至る所へ立られしは、ついたり障子にして、畫にあらず、年中の公事を書

せられたるなり、

〔夜鶴庭訓抄〕年中行事障子

十二月の月、文字を十二様に書べし、書かへてかく事、もじは行ごとにあれば、書かへがたし、されど、それも月をかふるていに、一月づゝもかはりて書べし、すゝしのきぬにて、墨のいかにもつか